

令和7年度

年次報告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対して報告するものである。

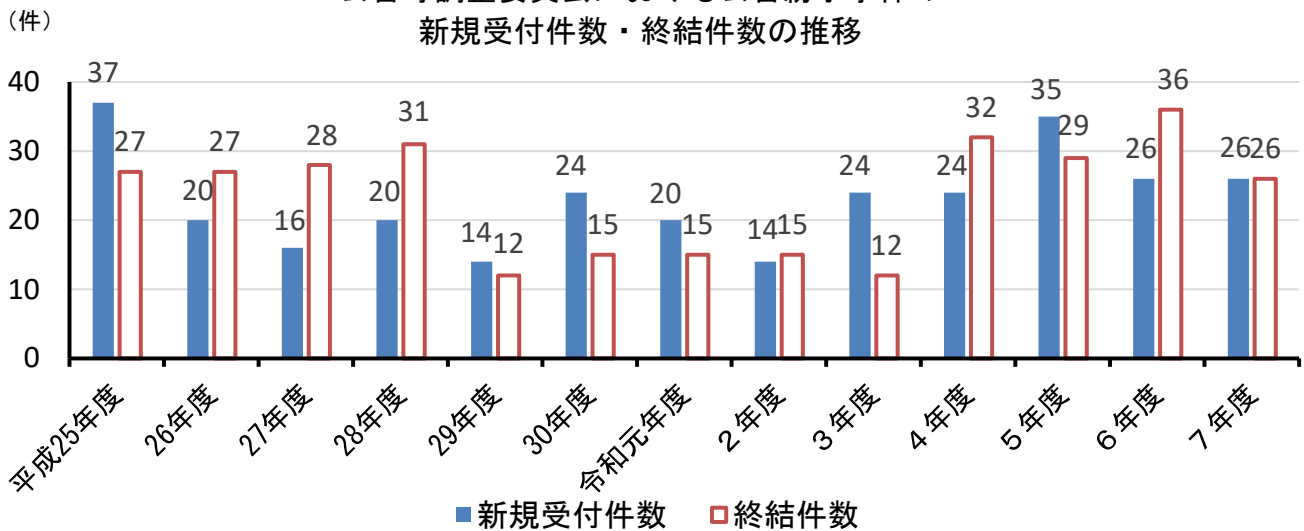
公害紛争の処理状況

➡ P 1 ~ 13

令和7年度 【係属】 62件 (うち【繰越し】 36件) 【終結】 26件
 【新規受付】 26件

うち裁定事件 【係属】 58件 (うち【繰越し】 35件) 【終結】 25件
 【新規受付】 23件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
 新規受付件数・終結件数の推移



○ 近年の特徴

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
- ② 騒音をめぐる事件の割合が高い
- ③ 職権調停への移行の増加

○ 事件処理における取組

- ① 事案に応じた計画的審理
- ② 専門的知見の活用及び現地調査等の実施
- ③ 期日開催におけるウェブ会議等の活用、現地期日の開催等

令和7年度公害等調整委員会年次報告 概要

終結した事件例 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害 責任裁定申請事件

【申請人】：岐阜県羽島市の住民2人

【被申請人】：建材等製造販売会社

【申請理由】：

- 被申請人の操業する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散したアスベスト粉じんにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至った。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計3300万円等の支払

【事件の処理経過】：

- 裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催
- 当該業務に従事していた者の悪性胸膜中皮腫の罹患と被申請人工場からのアスベスト粉じんの飛散との間の因果関係を認め、本件申請をおおむね認容する裁定を行い、本事件は終結

係属中の事件例 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

【申請人】：埼玉県の住民43人

【被申請人】：国（代表者国土交通大臣及び環境大臣）及び埼玉県飯能市

【申請理由】：

- 国道299号線の沿線等の民家に居住している申請人らが、当該国道で爆音走行するバイク等から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、被申請人飯能市は、関係機関に改善要請をしていない。
- 被申請人国土交通大臣は、当該国道沿線での道路運送車両法に違反する車両の撲滅等を行っていない。また、被申請人環境大臣は、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行っていない。

【裁定を求める事項】：損害賠償金合計500万円の支払

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど手続を進めた結果、当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

令和7年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村の処理状況

⇒ P16～20

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和7年度 【係属】 85件

〔うち	【繰越し】	44件	】	【終結】	37件
	【新規受付】	41件			
- ② 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
令和6年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万7千件
- ③ 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等ブロック会議等において情報交換・意見交換を実施

土地利用の調整の処理状況

⇒ P21・22

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和7年度 【係属】 5件

〔うち	【繰越し】	1件	】	【終結】	1件
	【新規受付】	4件			
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和7年度 【係属】 5件

〔うち	【繰越し】	2件	】	【終結】	4件
	【新規受付】	3件			

終結した事件 ^{しょうず とのしょう} 香川県小豆郡土庄町小部地内の
岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】：採石業者

【処分庁】：香川県知事

【原処分】：処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、岩石採取の権原等に関する書面の不備などを理由に不認可処分を実施

【事件の概要】：申請人は、原処分は違法なものであるとして同処分の取消しの裁定を申請

【事件の処理経過】：

裁定委員会を設け、審理期日（1回）を開催するなど手続を進め、申請人の申請を認容する裁定を行い、本事件は終結

【参考】 公害等調整委員会の概要

1 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

2 委員構成

・ 委員長1名、委員6名 両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

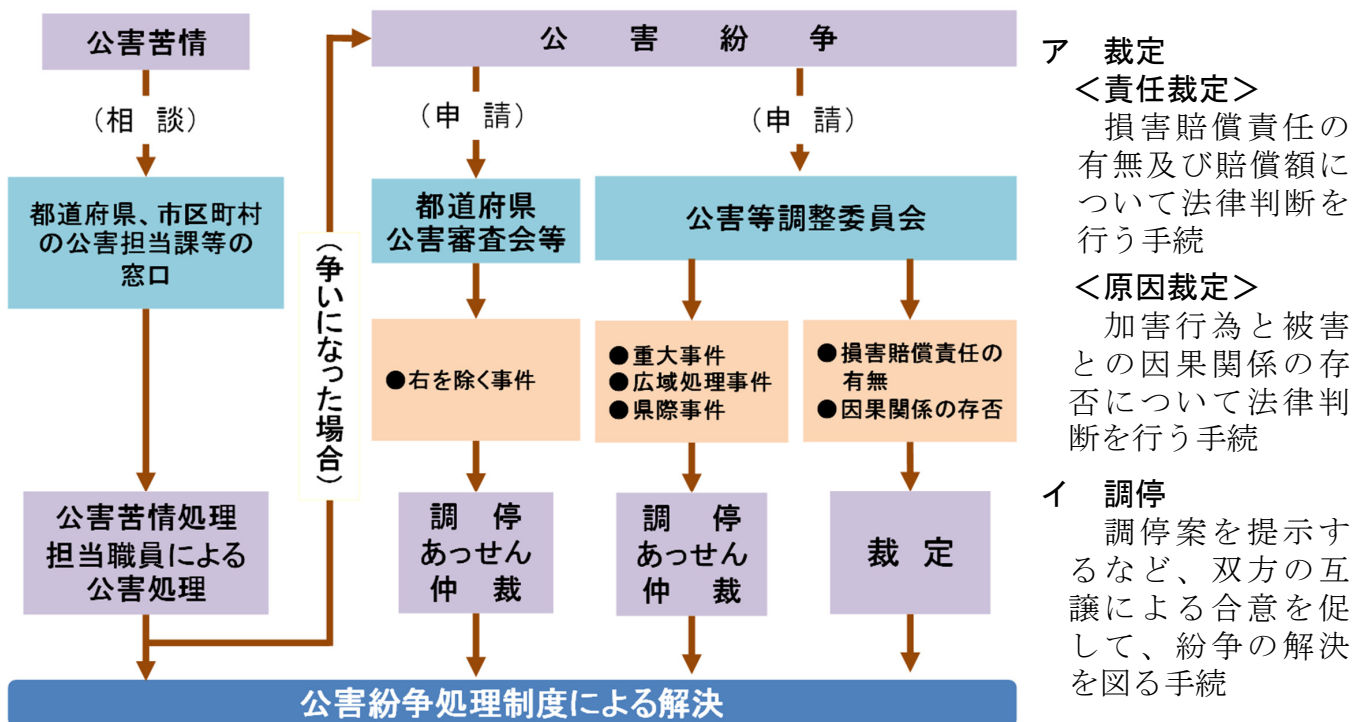
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 裁定委員会は3名又は5名、調停委員会は3名の委員で構成

3 任務

(1) 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

(2) 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

○ 年次報告は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告するもの

令和7年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

第1章 公害紛争の処理状況	1
1 令和7年度における公害紛争の処理状況	1
(1) 令和7年度に終結した主な事件	1
(2) 係属中の主な事件	3
2 公害紛争の近年の特徴、事件処理における取組等	9
(1) 近年の特徴	9
(2) 事件処理における取組	9
(3) 周知・広報活動の取組	14
3 都道府県・市区町村との連携	16
(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況	16
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	17
(3) 都道府県・市区町村への支援	18
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況	18
4 公害紛争の処理に係る関係法令の改正	20
第2章 土地利用の調整の処理状況	21
1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	21
(1) 令和7年度の処理状況	21
(2) 令和7年度に終結した事件	21
(3) 係属中の主な事件	22
2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等	22
3 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正	22

図表目次

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和7年度）	4
表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況	8
表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の活用状況 （令和7年度）	11
表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和7年度）	12
表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和7年度）	13
表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況	16
表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件 （令和7年度）	17
図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	19
図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合 （令和6年度）	19

図 3	地方公共団体における苦情申立てから処理までの期間別典型 7 公害の 直接処理件数の割合（令和 6 年度）……………	20
表 8	鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 7 年度）…	21

第1章 公害紛争の処理状況

1 令和7年度における公害紛争の処理状況

令和7年度に公害等調整委員会（以下「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された36件（裁定事件35件（責任裁定事件22件、原因裁定事件13件）、義務履行勧告事件1件）と、7年度に新たに受け付けた26件（裁定事件23件（責任裁定事件6件、原因裁定事件17件）、義務履行勧告事件3件）の計62件である。このうち、26件が令和7年度中に終結し、残り36件は翌年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、令和5年度35件、6年度26件、7年度26件となっており、また、終結した事件の件数は、令和5年度29件、6年度36件、7年度26件となっている。

(1) 令和7年度に終結した主な事件

ア 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

令和4年6月28日、東京都など7都府県の住民153人（申請人）から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。）として責任裁定を求める申請があった。

申請人らが、気管支喘（ぜん）息等の呼吸器疾患に罹（り）患したのは、被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造・販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国は自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計1億5300万円を連帯して支払うことを求めたものである。

なお、令和5年5月10日に東京都などの住民9人から、令和6年4月22日に東京都などの住民10人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会はこれを許可した。また、令和6年7月1日に申請人9人及び参加申立人1人から、同年11月25日に申請人4人から、それぞれ申請を取り下げる旨の申出があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、10回の審問期日を開催するなど、手続及び審理を進めた結果、令和7年5月26日、被申請人国に大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく規制権限の不行使について国家賠償法上の違法があるとの申請人らの主張には理由がなく、また、被申請人メーカーらの自動車の製造・販売行為は、故意又は過失による不法行為には該当しないとの理由から、被申請人国及び被

申請人メーカーらの損害賠償責任は認められないとして、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

イ 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

令和6年4月17日、岐阜県羽島市の住民2人（申請人）から、建材等製造販売会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

被申請人の操業する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散したアスベスト粉じんにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計3300万円等の支払を求めたものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年9月18日、当該業務に従事していた者の悪性胸膜中皮腫の罹患と被申請人工場からのアスベスト粉じんの飛散との間の因果関係を認め、本件申請をおおむね認容する裁定を行い、本事件は終結した。

ウ 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

令和4年7月14日、兵庫県西宮市の住民12人（申請人）から、国（代表者国土交通大臣）及び高速道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣（しゅん）工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染（NO₂、SPM、PM2.5及び降下煤塵（ばいじん）による大気汚染）を発生させたことによって、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計337万7818円を連帯して支払うことを求めたものである（その後、請求金額は376万1124円へと変更された。）。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員2人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、2回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年12月3日、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、2回の調停期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和8年3月30日、第3回調停期日において、被申請人らが高速道路等の騒音対策等の実施に引き続き努めることなどを内容とする調停が成立し、本申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件

令和7年3月3日、埼玉県在住の住民43人（申請人）から、国（代表者国土交通大臣及び環境大臣）及び埼玉県飯能市を相手方（被申請人。以下、上記国をそれぞれ「被申請人国土交通大臣」及び「被申請人環境大臣」、上記埼玉県飯能市を「被申請人市」という。）として、以下の事項を内容とする責任裁定を求める申請があった。

- ① 国道299号線の沿線並びに周囲の県道、市道及び林道の周辺の民家に居住している申請人らが、本件国道で爆音走行するバイク及び四輪車から発生する騒音により、20年以上にわたり、睡眠障害や精神的苦痛を被っているが、被申請人市は、関係機関に改善要請をしていない。
- ② 被申請人国土交通大臣は、当該国道沿線での道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に違反する車両の撲滅等を行っていない。
- ③ 被申請人環境大臣は、大きな騒音を発生させる交換用マフラーを根絶するために必要な法的整備を行っていない。
- ④ 以上のことから、被申請人らに対し、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求める。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和8年1月29日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 富山市における工場からの粉じんによる大気汚染被害原因裁定申請事件

令和7年9月22日、富山県富山市在住の住民1人（申請人）から、カーボン製品の製造及び販売を行う会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請人が営んでいた音楽教室において、生徒や保護者から楽器等に粉じんが付着していて汚いという意見があり、これにより音楽教室を移転することになったこと、新規購入したグランドピアノが、粉じんの付着によりクリーニングが必要となり使用できなくなったこと及び申請人宅の壁、障子、カーテン、サッシ、空調ダクト等を掃除すると雑巾等が真っ黒になるなど生活に支障が出ていることは、被申請人が工場で使用したカーボンブラックにより発生したカーボンダストによるものである、との裁定を求めるものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和7年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件（3件）	R 4. 6. 28	R 7. 5. 26 棄却
		R 5. 5. 10	
		R 6. 4. 22	
	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	R 4. 7. 14	R 8. 3. 30 調停成立
	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	R 5. 5. 10	R 7. 4. 10 調停成立
	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	R 5. 7. 18	
	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 7. 18	R 8. 3. 9 棄却
	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 5. 7. 21	
	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 8. 1	R 7. 4. 19 調停成立
	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 8. 4	R 7. 4. 16 調停成立
	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 5. 8. 29	R 7. 8. 8 調停成立
	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 5. 11. 27	
	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 5. 12. 4	R 8. 2. 24 調停成立
	名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 5. 12. 27	R 8. 1. 21 調停成立
	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	R 6. 1. 4	
	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 1. 9	R 7. 6. 18 調停成立
	足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 3. 14	
羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	R 6. 4. 17	R 7. 9. 18 一部認容 一部棄却	
東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 4. 26		

裁 定 事 件	さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件（2件）	R 6. 7. 11	
		R 6. 11. 12	
	小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	R 6. 8. 19	R 8. 2. 4 棄却
	世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	R 6. 8. 27	
	大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	R 6. 9. 19	R 7. 10. 14 棄却
	阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 6. 10. 4	R 7. 12. 4 調停成立
	豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 10. 21	R 7. 6. 27 却下
	愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件（2件）	R 6. 11. 8	
		R 6. 11. 14	
	岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 12. 2	R 7. 6. 23 棄却
	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 6. 12. 27	
	川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	R 7. 2. 28	
	飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件	R 7. 3. 3	
	原子力発電所からの放射性物質等に係る大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	R 7. 3. 10	
	岐阜市における家屋からの悪臭被害責任裁定申請事件	R 7. 3. 25	R 7. 5. 7 却下
	西宮市におけるマンション上階からの騒音・振動・低周波音被害原因裁定申請事件	R 7. 3. 25	R 7. 11. 27 却下
	葛飾区における工場からの振動による健康被害原因裁定申請事件	R 7. 4. 14	
	能美市における工場からの大気汚染被害責任裁定申請事件	R 7. 5. 7	R 7. 12. 15 却下
	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	R 7. 5. 28	R 7. 6. 26 不受理
	国立市におけるマンション上階からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	R 7. 6. 3	
豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件	R 7. 6. 25	R 8. 3. 10 調停成立	

裁 定 事 件	東近江市における工場からの地下水汲み上げによる地盤沈下原因裁定申請事件	R 7. 7. 2	
	横浜市における飲食店からの悪臭被害責任裁定申請事件	R 7. 8. 4	
	周南市における工場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 7. 8.15	R 7. 9.30 不受理
	富山市における工場からの粉じんによる大気汚染被害原因裁定申請事件	R 7. 9.22	
	富士見市における事業所からの悪臭・大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	R 7.10. 3	
	堺市におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 7.10. 6	
	堺市における室外機及び太陽光発電設備等からの騒音・低周波音・振動による健康被害等原因裁定申請事件	R 7.10. 6	
	堺市における家庭用燃料電池コージェネレーションシステムからの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 7.10. 6	
	静岡県函南町における製麺所からの騒音による生活環境被害原因裁定申請事件	R 7.10.22	
	杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	R 7.10.30	
	杉並区における工事現場からの粉じんによる健康被害原因裁定申請事件	R 7.10.30	
	東海市における製鉄所からの大気汚染による生活環境被害原因裁定申請事件	R 7.12.11	
	常滑市における工場からの大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・悪臭による財産被害・健康被害原因裁定申請事件	R 8. 1. 8	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 8. 1. 8	R 8. 2.10 不受理
	守山市におけるマンホールからの振動による健康被害原因裁定申請事件	R 8. 2. 3	
	高山市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 8. 3. 2	
	岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 8. 3.13	
	綾瀬市における建設工事に伴う粉じん・振動による財産被害責任裁定申請事件	R 8. 3.30	

義務履行勧告事件	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R 7. 3. 10	
	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R 7. 7. 16	R 7. 10. 14 勧告をしない決定
	横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R 7. 10. 6	
	阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R 8. 1. 30	
合 計		係属：62件 (新規26件)	26件

- (注) 1 「合計」の()内の数字は、令和7年度中に受け付けた事件数で、内数である。
2 このほか、不知火(しらぬい)海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき慰謝料額等変更申請を処理しており、前年度から繰り越された1件が係属し、令和7年度中に処理された。

表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	2	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	1	2	1	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
4	2	2	1	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40
5	1	0	2	32(16)	27(17)	43(19)	2	2	1	75	35	29	46
6	0	2	0	25(9)	33(15)	35(13)	1	1	1	72	26	36	36
7	0	0	0	23(17)	25(10)	33(20)	3	1	3	62	26	26	36
計	738	738		456 (199)	423 (179)		18	15			1,212	1,176	

- (注) 1 「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和7年度までに577件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴、事件処理における取組等

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、工場や飲食店等の事業施設の運営やマンション等の解体・建替え工事等に起因して、人口・住宅が密集している都市部での騒音、大気汚染、振動、悪臭など住民の生活環境被害を訴える事件が目立つ傾向にある。これは、住宅と事業活動の行われる場所とが近接した環境にあることなどによるものと考えられる。

イ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和7年度は、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会の係属事件に占める騒音事件の割合が5割、受付事件に占める騒音事件の割合が約5割となっている。

ウ 職権調停への移行の増加

裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権調停の活用を図っており（後述(2)ウ）、近年、職権調停へ移行する事件数は増加傾向にある。令和7年度に終結した裁定事件(25件)のうち、職権調停に移行し合意が成立したものは10件（4割）となっている。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事案に応じた計画的審理

早期に専門家の関与を得るなどして事案の見通しを立て、計画的に審理を行うことにより、事案に応じた迅速・適正な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の実施

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施すること等により、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員

会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の実施は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和7年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の活用（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表4）を行った。

ウ 職権調停の活用

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争予防など、行政ADR（裁判外紛争解決手続）としての強みと特色をいかした将来志向の解決を図っている。

エ 期日開催におけるウェブ会議等の活用

当事者の利便性を高めるため、審問期日等について、相当と認めるときは、ウェブ会議方式等によって期日を開催した。

オ 現地期日の開催

上述エとともに、被害発生地等の現地で、証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等を開催する取組も進めてきており、令和7年度は、現地期日を1回開催した（表5）。

カ 本人申請への対応

申請人が申請を行うに当たっては、弁護士等の代理人を立てず、本人が自ら手続を行う場合がしばしば見られる。このような場合に、公害相談窓口等において、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和7年度に委員会に係属した事件に占める本人申請の割合は約7割となっている。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の活用状況（令和7年度）

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
裁 定 事 件	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	2人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響 衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	3人	大気汚染、悪臭の評価と制御
			建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
			腐食科学、腐食・防食
	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1人	人間工学、音響工学、計測工学、生産工学・加工学
	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1人	音響心理、騒音制御
	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1人	人間工学、音響工学、計測工学、生産工学・加工学
	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件	1人	腐食科学、腐食・防食
	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	音響心理、騒音制御	
足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	1人	建築環境工学・音環境、建築音響、騒音制御	

裁 定 事 件	東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1人	地盤工学
	阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	1人	建築環境工学・音環境、建築音響、騒音制御
	愛知県蟹江町における解体工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	1人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	1人	腐食科学、腐食・防食
	川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	1人	人間工学、音響工学、計測工学、生産工学・加工学
	東近江市における工場からの地下水汲み上げによる地盤沈下原因裁定申請事件	1人	地盤環境学、地下水学、防災学
横浜市における飲食店からの悪臭被害責任裁定申請事件	1人	臭気対策	

表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和7年度）

事 件 名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請	令和7年4月	現地調査
世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件	令和7年5月	現地調査
豊島区における給湯器からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	令和7年5月	現地調査
東大阪市における飲食店からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	令和7年5月	現地調査
横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	令和7年5月	委託調査

阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	令和7年6月	現地調査
川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	令和7年10月	現地調査
高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	令和7年10月 令和8年2月	現地調査 委託調査
北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件	令和7年10月	委託調査
川口市における室外機からの騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	令和8年3月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定(調停)委員長又は裁定(調停)委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算(調査費)を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。

2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該委託調査に係る契約の年月を記載している。

表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況(令和7年度)

開催年月	場所	事件名	備考
令和7年12月	兵庫県 西宮市	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	第2回審問期日(注)

(注) 令和7年12月3日に開催した第2回審問期日において、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し、同日、第1回調停期日を開催した。

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度の一層の周知を図るため、令和7年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページ及び公害等調整委員会公式X（旧ツイッター）アカウントで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和7年7月号で公害苦情相談を、8年3月号では令和6年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、公害苦情相談窓口や制度の概要を掲載したリーフレットについては、ウェブ会議等利便性の向上についての記述を追記し、一般の方にとってより分かりやすい制度周知のツールとなるよう簡潔な形に改訂した。さらに、日本司法支援センター（法テラス）や総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。以下同じ。）等に対し、改訂したリーフレットを各機関に発送し、相談者への配布を依頼する（後述ウ）など連携を図った。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、原因裁定嘱託制度（受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる制度）の活用について周知するなど、制度の認知度向上に努めた。また、利用者が手続に円滑に参加するためには、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、司法研修所、法科大学院等を対象に、公害紛争処理制度の講演の実施、司法修習の実務研修の受入れ、法科大学院生のインターンシップの受入れ等、周知に努めた。上述のような法曹関係者への周知の取組については、機関誌「ちょうせい」（後述オ）に掲載し、更なる周知を目指した。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政等に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあつせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。そこで、公害に関する相談についての円滑な解決に資するため、令和7年9月から10月までの行政相談月間に合わせ、総務省行政相談センターに住民に対する広報コーナーへのリーフレットの備付けや相談者への説明の際の活用を依頼した。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、委員会事務局職員等を講師として派遣しており、令和7年度は12都府県1市の研修会において公害紛争処理制度の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和7年5月、8月、11月及び8年2月に発行した。各号作成時にホームページに掲載するとともに、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」において、電話、電子メール等による相談業務を行った。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等（以下「審査会等」という。）の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図った。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に審査会等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する^{※1}。令和7年度は85件の事件が係属し、37件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）^{※2}。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受付件数			終結件数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
2	40	40	0	38	8	22	8	0	45
3	32	32	0	37	8	23	5	1	40
4	29	29	0	31	7	19	5	0	38
5	43	42	1	34	8	19	7	0	47
6	35	32	3	38	13	21	3	1	44
7	41	41	0	37	6	24	4	3	48
計	1,869	1,810	59	1,821	695	869	218	39	

（注） 受付件数のうち「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※1 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）ほか、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

※2 令和6年度の受付件数（調停）を同年度報告書の31件から32件に更新し、これに伴い、同年度の受付件数（合計）及び年度末係属件数を併せて更新している。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

令和7年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に係属した後に裁定の申請がなされたものは、6件となっている（表7）。

表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和7年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
東京都 公害審査会	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	R 5. 8. 4	R 7. 4. 16
兵庫県 公害審査会	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 6. 1. 9	R 7. 6. 18
高知県 公害審査会	高知市における鉄道からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	R 6. 12. 27	
埼玉県 公害審査会	飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件	R 7. 3. 3	
埼玉県 公害審査会	富士見市における事業所からの悪臭・大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	R 7. 10. 3	
岐阜県 公害審査会	高山市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 8. 3. 2	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することにより、公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めることが重要である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っており、これらを通じて、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されずに、ふさわしい機関で処理されることを目指している。

- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和7年度は、5月30日に第55回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（令和7年度は、10月上旬から11月下旬にかけて、第56回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（令和7年度は、10月上旬から11月下旬にかけて、第50回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

令和6年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情受付件数は66,931件であり、前年度に比べ減少となった（図1）。このうち典型7公害の公害苦情受付件数は47,622件であり、内訳をみると、「騒音」が18,811件（典型7公害の公害苦情受付件数の39.5%）と最も多く、次いで「大気汚染」が12,630件（同26.5%）、「悪臭」が9,156件（同19.2%）となっている（図2）。

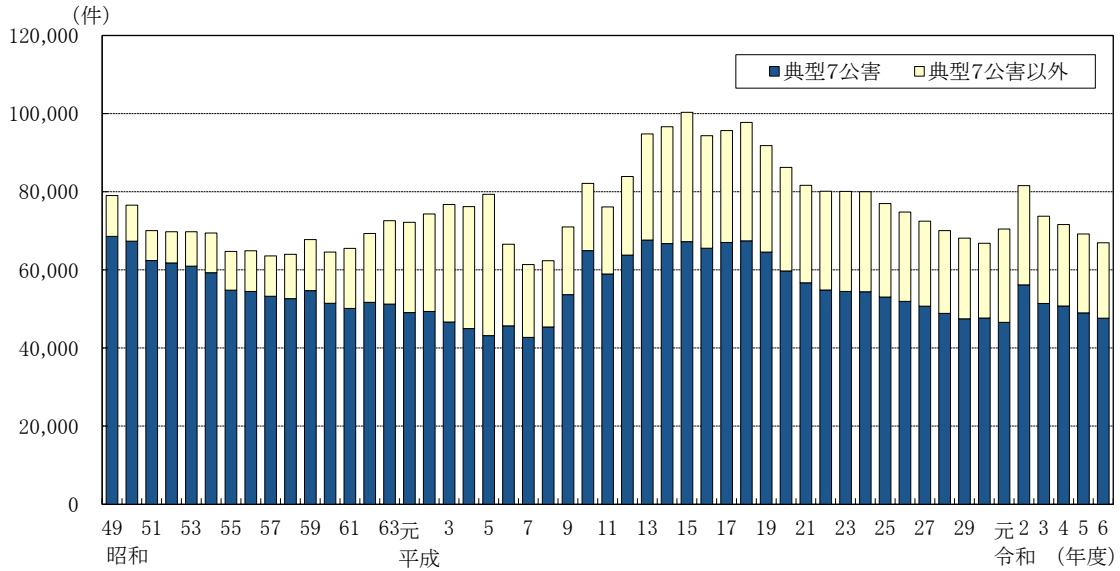
前年度からの繰越しを含めた公害苦情取扱件数は72,499件であり、このうち令和6年度内に直接処理^{※3}が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は59,296件（公害苦情取扱件数の81.8%）となっている。

公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされる場所であるが、典型7公害の直接処理件数である42,899件（直接処理件数の72.3%）について苦情申立てから処理までの期間をみると、「1週間以内」が27,343件（典型7公害の直接処理件数の63.7%）、「1

^{※3} 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

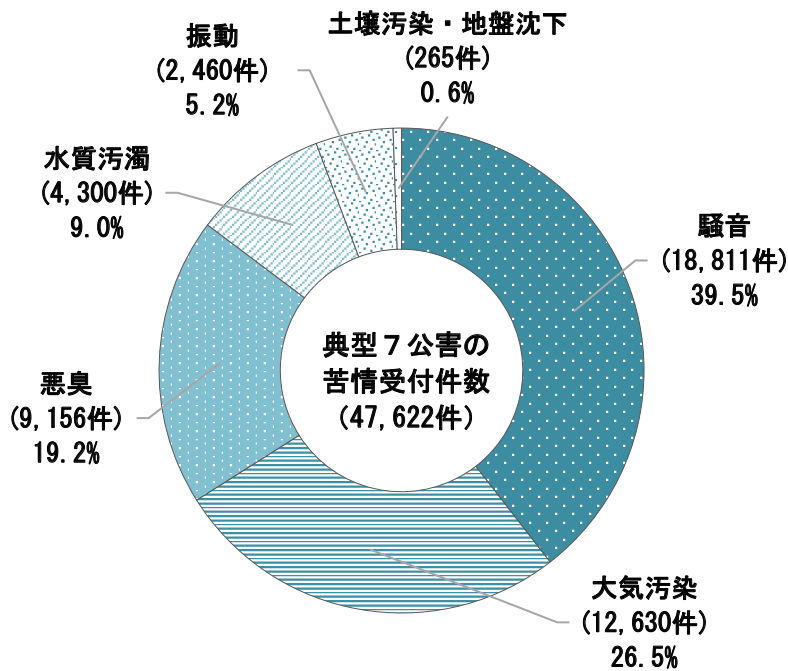
週間超～1か月以内」が3,573件（同8.3%）となっており（図3）、地方公共団体において迅速な処理に努めている。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



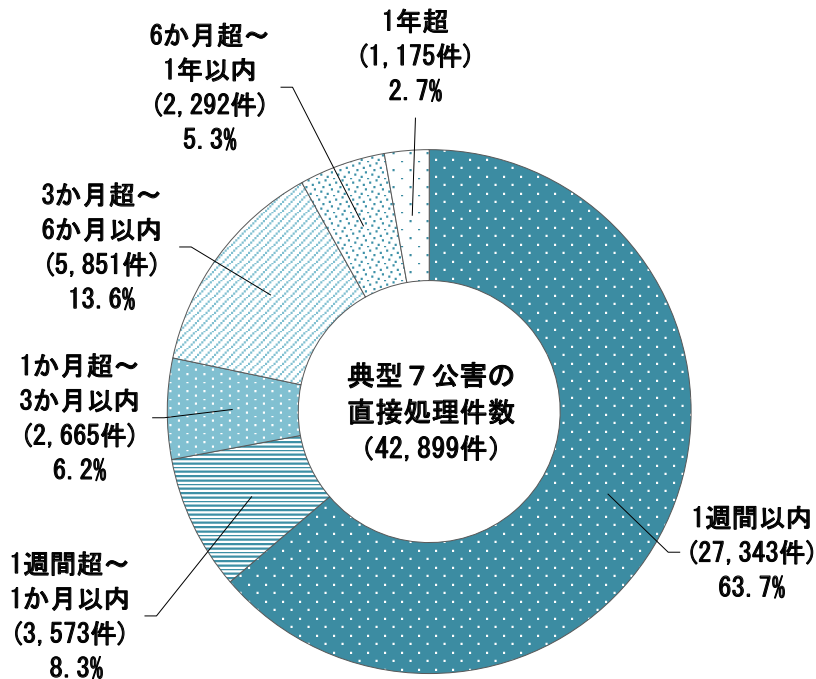
(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「令和6年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（令和6年度）



「令和6年度公害苦情調査」を基に作成

図3 地方公共団体における苦情申立てから処理までの
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（令和6年度）



「令和6年度公害苦情調査」を基に作成

(注) 割合(%)については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

4 公害紛争の処理に係る関係法令の改正

政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、公害紛争処理手続において、証拠調べ期日への参考人等のウェブ会議方式による出頭等を可能とする「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和7年公害等調整委員会規則第2号）が令和7年4月1日に施行された。

また、裁定手続における申請の取下げについて、書面による方法のほか、期日等における口頭での取下げを可能とするため、「公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則」（令和8年公害等調整委員会規則第2号）が令和8年3月27日に公布された（同年4月1日施行）。

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和 7 年度の処理状況

令和 7 年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された 1 件と 7 年度に新たに受け付けた 4 件の計 5 件である。このうち、1 件が令和 7 年度中に終結し、残り 4 件は翌年度に繰り越された（表 8）。

表 8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 7 年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
香川県小豆（しょうず）郡土庄（とのしょう）町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	R6. 10. 9	R7. 9. 8
三重県鳥羽市菅島（すがしま）町字村山地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	R7. 5. 19 R8. 1. 23	
香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	R7. 12. 2 R8. 2. 9	
合 計	5 件	1 件

(2) 令和 7 年度に終結した事件

ア 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

香川県知事（処分庁）は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則（昭和 26 年通商産業省令第 6 号）第 8 条の 15 第 2 項第 7 号及び第 8 号に規定する書面（以下それぞれ「7 号書面」及び「8 号書面」という。）を添付していないことを理由に、令和 6 年 7 月 12 日付け不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

令和 6 年 10 月 9 日、申請人から、不認可処分は違法なものであるとして同処分の取消しを求める裁定の申請があった。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審理期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 7 年 9 月 8 日、7 号書面の添付があり、8 号書面の添付の要件が充足されていないことを理由に不認可処分をすることは許されないと判断し、同処分を違法である

として本申請を認容する裁定を行い、本事件は終結した。

(3) 係属中の主な事件

ア 三重県鳥羽市菅島町字村山地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

三重県志摩建設事務所長（処分庁）は、申請人からなされた三重県鳥羽市菅島町字村山地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則第8条の15第2項第7号に規定する書面を添付していないこと及び採石法第33条の2第4号に規定する事項が採取計画に記載されているとはいえないことを理由に、令和7年2月27日付け不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

令和7年5月19日、申請人から、不認可処分は違法なものであるとして同処分の取消しを求める裁定の申請があった。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和7年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の事案は、前年度から繰り越された2件と7年度に新たに受け付けた3件の計5件（土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案4件、採石法に基づく採石権設定の決定に関する承認を求める事案1件）である。このうち、4件が令和7年度中に処理され、残り1件は翌年度に繰り越された。

3 土地利用の調整の処理に係る関係法令の改正

政府全体におけるデジタル化に向けた方向性や、民事裁判手続のIT化の動きを踏まえ、不服裁定手続において、証拠調べ期日への参考人等のウェブ会議方式による出頭等を可能とする「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和7年公害等調整委員会規則第1号）が令和7年4月1日に施行された。

また、不服裁定手続における申請の取下げについて、書面による方法のほか、期日における口頭での取下げを可能とするため、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和8年公害等調整委員会規則第1号）が令和8年3月27日に公布された（同年4月1日施行）。

○ リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。